



# 茨城県における災害支援ナースの 派遣に関する協定

## よくある御質問

茨城県保健政策課

2025年1月27日



**Q：協定第2条3項「正当な理由」に該当する要件について確認したい。**

- 例として新興感染症発生時に、自院の病床管理が切迫しており職員が派遣できない等は、正当な理由と考えております。



**Q：協定書第7条第1項3号の扶助金とは、かかった医療費の全額ではなく、一部を補助するという意味でしょうか。**

- 自然災害の派遣時は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償等を扶助金としてお支払いします。
- 国の「災害救助法施行令」第8条以降に詳細が掲載されておりますが、例えばけがなどについては、治療費の全額、また休業補償等をお支払いします。
- 但し、従事業務との因果関係が明瞭ではないもの等は、対象外となります。

例：派遣後にがんになった、派遣地での勤務時間外に観光してけがをした 等

- なお、新興感染症発生時の補償については、その実態に合わせて依頼時に提示いたします。

○災害救助法施行令（e-GOV法令検索）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/322CO0000000225>



### Q：都道府県が加入する傷害保険の内容について確認したい。

- 補償の内容は先の質問と同様になりますが、協定では、保険の加入有無や条件、範囲によらず、茨城県が補償をする内容を明示しております。
- 主な理由としては以下のとおりです。
  - 過去にない新興感染症はリスクが見積れず、適用できる民間の保険がそもそも存在しないことが考えられること。
  - 傷害保険の内容や条件によって、何がいくら補償されるかがあいまいでは、管理者として派遣に同意することが難しいと想像されること。
- 県が派遣要請をした場合には、保険に加入しているかに関わらず、扶助金として補償いたします。



**Q：法改正前の『災害支援ナース』の養成研修以前の研修修了者との派遣要請や対応の違いについて確認したい。**

- 今回は法改正により制度が実質新設されたため、カリキュラム等も異なっております。
- そのため、昨年度より前の研修受講者が災害支援ナースとして活動するためには、改めて厚生労働省が実施する研修を受講する必要があります。

**Q：法改正前の『災害支援ナース』養成研修以前の研修修了者に向けた特別受講枠はあるか。**

- 災害支援ナースの養成を管轄されている厚生労働省からは、そういった受講枠のお話は県では伺っておりません。
- 現時点では恐れ入りますが、開催される研修を改めて受講いただければと存じます。



### Q：個人で準備する物品について確認したい。

- 協定を締結するにあたり、機関の義務として備えておくべき専用装備等はありません。
- 厚生労働省が実施する研修等において、推奨される持ち物の説明があると伺っておりますので、御参考にしていただければ幸いです。
- 御参考として、例えば医薬品は、被災市町村や医療機関等からの要請に基づき、必要に応じ県が卸組合との協定等により手配する体制を整えております。

※緊急性が高く県の手配が間に合わない等、機関から特別に持参いただく物品がある場合は、依頼時にお伝えいたします。

### Q：食事等は持参していくことでよいのか。

- 御理解のとおり、現地の炊き出しなどは避難者の方が優先となりますので、自己完結できるよう御自身で手配いただければと存じます。



**Q：派遣要請があつてから、院で対応可能な者を調整し、実際に派遣されるまでどれくらいの時間的な猶予があるのか。個人としての準備もある。**

- 支援要請元の事情によるため、数時間の場合もあれば数日のことも考えられます。
- もしもかなり切迫した要請になり、時間内にシフトが調整しきれないとなった場合には、これは正当な理由と考えていただいて問題ないかと存じます。
- なお、個人の生活用品については各人で準備いただくこととなりますが、現地の物流や水が使えるか等の生活情報は、わかる限り要請時に共有します。

**Q：現地までの交通手段はどういった決まりになるのか？**

- 特段指定はなく、公共交通機関で移動することや、機関の社用車、自家用車で行くなども考えられます。
- 現地の交通事情等については、派遣要請時に県から共有いたしますので、適切な移動手段を御検討ください。